

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いします。

2018年2月28日

独立行政法人国際協力機構  
本部契約担当役 理事

## 【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

（1）以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2）「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3）「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

（2）JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4）平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5）その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

（<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）を参照願います。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

（1）公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ．契約相手方の直近３ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
- ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
- エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 180024

国名：ミャンマー 担当：東南アジア・大洋州部

案件名：ヤンゴン港湾開発に係る情報収集・確認調査

## 1 選定プロセス

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2018年2月28日から2018年3月6日12：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。  
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。  
(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2018年2月28日から2018年3月6日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2018年3月16日12：00まで  
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：3月下旬
- (5) 契約交渉（予定）：4月上旬～4月中旬

## 2 業務の内容

ミャンマー（以下「ミ」国）の主要な貨物港であるヤンゴン港は、ヤンゴン市内の南岸に位置するヤンゴン本港と、そこから16km下流のティラワ地区港とで構成されている（以下、両港を合わせて「ヤンゴン港」という）。ヤンゴン港の取扱貨物量は2014年実績で26百万トン、そのうちコンテナ取扱いは約74万TEUであり、2011年のコンテナ取扱実績約35万TEUより倍増している。

一方、「ミ」国政府は国内3カ所において、経済特別区（Special Economic Zone、以下「SEZ」という）開発計画を進めており、そのうちヤンゴン市内から南東約20kmの場所に位置するティラワ地区ではSEZ開発が進捗しており、これまでゾーンA（約400ha）が完工し、現在、ゾーンBフェーズ1（約100ha）が建設中で2018年夏の完工を予定、ゾーンBフェーズ2以降の拡張計画もある。

今後、ミャンマーの経済成長に伴う取扱貨物量の増加に加えて、同SEZに関連する貨物取扱いが増えていくなか、既存のヤンゴン港だけでは将来の貨物需要を充たすことが困難であると予測されている。そのため、JICAは「ヤンゴン港ティラワ地区港湾拡張 事業準備調査(ファスト・トラック制度適用案件)」(2014年)を踏まえ、「ティラワ地区インフラ開発計画(フェーズ1)」及び「ティラワ地区インフラ開発計画(フェーズ1)」を通じ、ミャンマー港湾公社（運輸・通信省傘下）のティラワ地区港湾拡張事業の実施を支援している。

係る状況下、今後も貨物需要の増加が見込まれる「ミ」国はヤンゴン港における新規港湾開発に係る検討の意向を表明している。そのため、JICAは、「ミ」国全体の貨物需要動向を踏まえ、「ミ」国内で最大の国際貨物港であるヤンゴン港を中心とし、港湾開発のための「ミ」国の港湾セクターの課題を分析検討のための情報収集・確認調査を行うもの。

## 3 条件等

### (1)参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (2)参加の制限

特になし。

## 4 契約期間（予定）

2018年4月中旬～2018年10月上旬

## 5 想定人月（予定）

13.83 M/M

以上